

D-507-7

First Office Action

drafted on April 1

and sent on April 13, 2004 (3 pages)

発送番号 128361 1/

発送日 平成16年 4月13日

拒絶理由通知書

Japanese OA for

App. No. 515760/95

dated 04/13/2004

特許出願の番号	平成 7年 特許願 第515760号
起案日	平成16年 4月 1日
特許庁審査官	清水 祐樹 3049 5P00
特許代表出願人代理人	社本 一夫 (外 5名) 様
適用条文	第29条第2項、第37条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から3か月以内に意見書を提出して下さい。

### 理 由

[A]

この出願は、下記の点で特許法第37条に規定する要件を満たしていない。

### 記

請求項1-50, 64-83に記載される発明の解決しようとする課題は、テキストの電子的な配送のための方法及び装置を提供することである。

一方、請求項51-63, 84-162に記載される発明の解決しようとする課題は、ペーパーレスの書籍を提供することである。

したがって、請求項1-50, 64-83に記載される発明と請求項51-63, 84-162に記載される発明とは、解決しようとする課題が同一でないし、請求項に記載された事項の主要部が同一でもない。また、請求項1-50, 64-83に記載される発明と請求項51-63, 84-162に記載される発明とは、特許法37条に規定される他のいずれの発明にも該当しない。

また、テキストを電子的に配送することは例えば、引用文献1-4に記載の如く周知であるから、請求項1-50, 64-83に記載される発明に共通する、出願時まで未解決であった課題はない。また、それら請求項に共通する、請求項に記載する事項の主要部もない。

したがって、請求項 [1, 5]、2、3、4、[6, 8]、7、9、[10, 11]、12-15、16、[17, 39]、18、19、[20, 21]、[22, 23]、24、[25, 26, 40, 41]、27、[28, 36]、29、30-33、[34, 35]、37、38、42-47、48、[49, 50]、[64-71, 73-81]、[72, 82, 83]に記載される発明は

APR. 14, 2004

、相互に第37条第1号及び第2号の関係を有さないし、特許法37条に規定される他のいずれの発明にも該当しない。

さらに、ペーパレスの書籍を提供することは、例えば、先行技術文献1. 及び2. に記載の如く周知であるから、請求項51-63、84-162に記載される発明に共通する、出願時まで未解決であった課題はない。また、それら請求項に共通する、請求項に記載する事項の主要部もない。

したがって、請求項51-63、84-112、113-117、118-129、130-150、151-153、154-162に記載される発明は、相互に第37条第1号及び第2号の関係を有さないし、特許法37条に規定される他のいずれの発明にも該当しない。

以上のおりであるから、請求項[1, 5]、2、3、4、[6, 8]、7、9、[10, 11]、12-15、16、[17, 39]、18、19、[20, 21]、[22, 23]、24、[25, 26, 40, 41]、27、[28, 36]、29、30-33、[34, 35]、37、38、42-47、48、[49, 50]、51-63、[64-71, 73-81]、[72, 82, 83]、84-112、113-117、118-129、130-150、151-153、154-162に記載される発明は、相互に第37条各号の関係を満たさないことが明らかである。

この出願は特許法第37条の規定に違反しているので、請求項1, 5以外の請求項に係る発明については新規性、進歩性等の要件についての審査を行っていない。

#### [B]

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項：1, 5

引用文献：1-4

#### 備考

テキストデータをビデオ信号とともに伝送し、メニューを用いて当該テキスト

データを選択することは、例えば、引用文献1-4に記載の如く周知である。

拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引用文献等一覧

1. 特開平4-170183号公報
2. 特開平5-56405号公報
3. 特開昭64-7786号公報
4. 特開平5-236437号公報

-----

先行技術文献調査結果の記録

(	・調査した分野	IPC第7版	H04N	7/00	—	7/10
			H04N	5/38	—	5/46
			H04H	1/00	—	3/00
			H04H	7/00	—	9/00

・先行技術文献

1. 特開平5-250268号公報
2. 特開昭63-9366号公報

(上記先行技術文献には、ペーパレスの書籍を配信することが記載されていると認められる。)

3. 特開平5-122701号公報

(上記先行技術文献には、文字放送信号を暗号化して伝送すること、及び、文字放送信号に課金することが記載されていると認められる。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第四部 テレビジョン 清水 祐樹

TEL. 03 (3581) 1101 内線3581

FAX. 03 (3501) 0715